

(写)

令和3年4月30日

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長 赤澤公省様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国身体障害者施設協議会  
会長 日野博愛

## 令和4年度身障協 障害保健福祉関係制度改善・予算要望

全国身体障害者施設協議会では、常時介護と医療的ケアを必要とする障害のある方々を中心に支援を行っている。近年ケアを支える人材確保の困難さが厳しさを増すなか、利用者の障害の進行や重度・重複化等に対応していく質の高いケアの提供体制の確保・継続が差し迫った課題となっている。

このような状況において、障害者支援施設が障害者の安全・安心な生活を保障していくために、障害福祉施策にかかる関係制度改善および予算について、以下のとおり要望する。

### 【最重点要望事項】

1. 最重度・重複の身体障害者等を支援する障害者支援施設の機能強化  
～人員配置体制加算の充実～

## 1. 最重度・重複の身体障害者等を支援する障害者支援施設の機能強化 ～人員配置体制加算の充実～

### 【要望】

人員配置体制加算について、従来の区分に加え、新たに直接処遇職員の数を利用者数を1.7で除した数を超える人員を配置した場合の区分の新設をお願いしたい。

加えて、夜間業務については、利用者の重度化・高齢化に伴う業務量の増加や日中業務とは異なる負担感や勤務体制であることを踏まえ、施設入所支援に関する基本報酬の引き上げをお願いしたい。

### 【理由】

本会会員施設では、利用者の障害の進行や重度・重複化に伴う日中の通院対応、夜間の医療的ケア、見守り、関わり等のナースコールへの対応が増加しており、ケアの提供体制の一層の充実が必須である。

また、コロナ禍と大規模自然災害の発生状況を踏まえると、利用者の感染防止対策、地域のセーフティネットの拠点として、有事の際に対応できる人員配置体制の整備は喫緊の

課題である。現行の人員配置体制加算では、直接処遇職員の数（常勤換算）が、（Ⅰ）利用者数を1.7で除した数以上、（Ⅱ）2で除した数以上、（Ⅲ）2.5で除した数以上配置されている場合に加算されるが、平時でも1.7：1以上の配置をして利用者、職員の安全な生活と就労の質を担保している実態があるため。

## 2. 最重度・重複の身体障害者等を支援する障害者支援施設の機能強化

### （1）通院対応を評価する加算の新設

#### 【要望】

通院に関する評価は基本報酬に含まれているとの説明ですが、改めて障害者支援施設における通院にかかる人的・物的負担の実態を把握し、実態に見合った基本報酬の引き上げや通院体制を評価する加算の新設、さらには通院支援に関する外部サービスの利用が可能となるよう、柔軟な対応をお願いしたい。

#### 【理由】

本会会員施設では、多くの医療的ケアを必要とする利用者が入所され、施設内における質の高い医療的ケアを行っていることに加え、近年、様々な受診機関や診療科に通院しなければならない利用者が増加している。

本会が実施した調査によると、1施設あたりの通院回数は1日1回以上あり、1回の通院に係る時間は平均2時間15分程度である。通院には、生活支援員や看護職員が付き添うことが多く、医療機関から看護職員の付添を条件とされることも少なくない状況であり、施設ケアに支障が生じているため。

### （2）夜間看護体制加算の確実な取得に向けた要件見直しについて

#### 【要望】

医療的なケアを必要とする利用者が安心・安全に夜間を過ごすことができるよう、夜間看護職員体制加算の単価の引き上げをお願いしたい。

#### 【理由】

本会会員施設では、医療的ケアを必要とする多くの利用者が24時間365日生活しており、すべての時間帯において看護職員の配置が必要不可欠な状況となっている。

夜間の時間帯に毎日、看護職員を配置することは容易ではなく、配置するためには日中配置人数の約3倍の看護職員を確保する必要があるが、特に定員の少ない施設において、現行の報酬単価では実現が難しい状況であるため。

### (3) 介護職員等による医療的ケアの実施に係る環境整備 ～喀痰吸引等を行う職員の配置の評価を

#### 【要望】

喀痰吸引等を行う職員の専門性を評価するとともに、職員の養成に関する施設の負担を勘案し、研修等を修了して喀痰吸引等を実施する要件を満たす職員の配置に対する加算を設けていただきたい。

#### 【理由】

医療的ケア者の受け入れ体制づくりに向け、喀痰吸引等が必要な利用者に対し支援を提供するためには、必要な専門的知識や技術を修得するための研修の受講が必要である。研修の受講にあたっては、多くの時間と費用を要しており、長期の研修に送り出すための施設での人員体制の確保にも大きな負担が生じているため。

### (4) 障害の進行や重度・重複化に対応できるサービスの提供体制の確保 ～制度の縦割りを越えた支援を可能とする仕組みづくりを～

#### 【要望】

移動支援については、自治体間でサービスの利用に差異が生じないよう、事業の趣旨について、正しく周知いただきたい。

#### 【理由】

本来、入所施設や共同生活援助の利用者も活用が可能であるにもかかわらず、地域生活支援事業（市町村事業）であることから、利用に関して地域格差が生じており、施設利用者が利用できないケースもあり、市町村によっては利用対象から除外しているケースも散見されるため。

### (5) 生活介護事業等の支給決定日数と報酬の見直し ～土日も生命維持支援を必要とする人のために支給日数の上限の見直しを～

#### 【要望】

生活介護事業所であっても、実際の利用者の状態像が「療養介護事業」の対象となる場合などは、柔軟に支給決定日数を「最大1ヵ月の日数」とし、必要な体制を確保できるようにすることを検討していただきたい。

#### 【理由】

障害者支援施設の日中活動は「原則の日数」（月マイナス8日）が支給決定の上限とされているが、土日等を問わず生命に関わる支援を必要とする利用者がある。特に人工呼吸器使用者や常時喀痰吸引が必要な利用者などは、一時たりとも支援がかかせないため。

### **【要望】**

施設が単独ですべての機能を有しなくとも、地域資源との連携によってニーズに対応できるよう、**施設において居宅介護や訪問看護、訪問診療を利用しやすくできるよう柔軟な対応**が図れる仕組みを検討していただきたい。

### **【理由】**

在宅で生活される方が施設入所を希望された場合、これまで利用していた訪問診療や居宅介護等のサービスが利用できなくなるケースが発生している。

前述の日中活動（月マイナス8日）の原則から鑑みると、その8日間に訪問看護等を利用することは可能ではないかと考えられるため。

## **3. ケアの質を確保し高めるための人材確保・育成・定着施策を**

### **【要望】**

**施設で働くすべての職員の処遇改善が図られるとともに、適切な福祉人材を確保・育成・定着**していくことが出来るよう、**必要な財源確保**をお願いしたい。

### **【理由】**

本会会員施設では、障害の重度化・高齢化、医療的ケアが必要な利用者が増加しているなか、施設では多職種がそれぞれの専門性を発揮し、適切な支援を実施している。

令和3年度報酬改定において、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の配分ルールが緩和されているが、制度設計上、対象サービス及び対象職種が限られており、報酬を配分できる職員が限定的な状況であるため。

## **4. 送迎加算の要件の緩和について**

### **【要望】**

実際に発生している重度の身体障害者の送迎にかかる費用（人件費、車両改造費、維持・管理費）を踏まえ、**現行の「障害支援区分5、6等の重度の障害者が6割以上いる場合」という重度の身体障害者の送迎にかかる加算について、要件の緩和**をお願いしたい。

### **【理由】**

送迎に係る評価は基本報酬に含まれているという説明と、平成30年度報酬改定において、重度の身体障害者の送迎を加算によって評価（プラス28単位）されているが、重度の身体障害者の送迎に関しては、ストレッチャー利用者、喀痰吸引が必要な利用者、電動車いす・車いす利用者など個々の状態に応じた個別的なケアが必要である一方、車1台で送迎できる利用者数に限りがあり、同時刻に複数の送迎車による対応をしている実態があるため。

## 5. 障害者の居住環境の改善、住まいの多様な選択肢の拡充支援等

### (1) 障害者支援施設等の居住環境の改善

#### 【要望】

利用者の居住環境の改善と、感染症によるクラスター発生予防のため、**個室化整備や施設整備改善に向け、社会福祉施設整備費に特別枠**を設けていただきたい。

また、利用者の地域移行を推進していくため、日中サービス支援型共同生活援助や、既存の共同生活援助の重度身体障害者用居室整備に関する補助や、個別支援の実現に向け障害特性に応じた居室等の改修補助の充実を図っていただきたい。各自地体において、確実な社会福祉施設整備費の助成を図り、障害者が安全に希望する住まいの場で生活ができる環境を整備いただきたい。

さらに、今般の大規模自然災害における大規模停電等を教訓に、防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策や、令和2年度3次補正予算において、施設の耐震化や非常用自家発電設備にかかる施設整備費が計上されているが、地域のセーフティネットとしての機能を担う障害者支援施設に、非常用自家発電や蓄電機が配備されるよう、**社会福祉施設整備費補助の一層の充実**をお願いしたい。

#### 【理由】

新型コロナウイルス感染症等のリスクと、毎年発生している大規模災害の前に、福祉施設の安全性を向上させることが急務である。

地域の福祉避難所、防災拠点として機能していくためにも必要な整備であるため。

### (2) 共同生活援助（グループホーム）での重度の身体障害者の支援体制強化

#### 【要望】

次期報酬改定においては、個人単位でのホームヘルプ利用を**恒久的な制度**として見直していただきたい。

#### 【理由】

令和3年度報酬改定において、個人単位でのホームヘルプ利用に関する経過措置が令和5年度まで延長となったが、重度の身体障害者が地域で自分らしい生活を実現していくためには、共同生活援助における個人単位でのホームヘルプ利用は重要な制度であるため。

## 6. 障害者の所得保障の充実

#### 【要望】

障害基礎年金額の引き上げや年金未受給者への対応（特別障害給付金引き上げ等）を含め具体的な施策を早期に講じていただきたい。

## 【理由】

障害者の生活の質の向上、そして、地域生活への移行が経済的理由によりチャレンジできない状況にあるため。

## 7. 地域の拠点、災害時の拠点としての機能を高めるための施策の充実

### 【要望】

全国で、早急に「災害福祉支援ネットワーク」が整備・強化されるよう支援施策を推進していただきたい。

災害時の福祉支援体制の整備にむけ、都道府県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体などの官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の設置に向けた取組みの推進が図られているが、障害者支援施設は災害時に利用者のみならず地域の要援護者等を支援する拠点として機能することが期待される。

また、有事の際に、在宅で生活される障害者が安心して福祉避難所に避難できるよう、福祉避難所の所在と避難方法について周知するとともに、災害救助法適用が決定される前に福祉避難所へも避難できるよう、実態をふまえて、制度の改善を図っていただきたい。

加えて、障害者の命と生活を守るセーフティネットとしての機能を十分に発揮できるよう、停電等の二次災害が発生した際には、優先的に電源車が配備されるよう対応いただきたい。

そして、障害者支援施設は、障害者の多様な住まいでの生活を保障し、特に重度の障害者が安全・安心な生活を営み、自己実現を果していくための生活支援や医療的なケアの機能とノウハウを有している。これらの機能等を活用し、地域生活支援拠点の整備を市町村に義務化していただきたい。

## 8. 障害者総合支援法について

～今後のあり方を見据えた議論に際しては意見交換の場の設置を～

### 【要望】

社会保障審議会障害者部会以外にも、障害当事者、関係団体等との意見交換の場を設置していただきたい。また、障害者が本人の希望にもとづき、安心して障害者支援施設での生活や地域での生活を継続できるよう、今後も引き続き障害保健福祉関係予算を確保していただきたい。

### 【理由】

障害者総合支援法施行3年後の見直しについてまとめた社会保障審議会障害者部会報告書（平成27年12月14日）において、「障害福祉制度と介護保険制度との関係や長期的な財源確保の方策を含めた今後の在り方を見据えた議論を行うべきである」と記載されているため。

## 9. 職員の介護負担軽減と長く勤められる魅力ある職場環境の改善について

### 【要望】

各施設において、介護ロボット・ICT・リフター等の導入により、職員の介護負担の軽減や、職場環境の改善が図られるよう、確実な財政支援をお願いしたい。

### 【理由】

職員の人力による移乗介助は、腰痛の発症につながり、介護職員の離職の原因であるばかりではなく、利用者の身体拘縮と QOL 低下の原因につながることで、諸外国の研究（オーストラリアのノーリフトポリシー運動）によって明らかにされている。

令和2年度第3次補正予算案では、障害福祉分野におけるロボット等導入支援（2.9億円）が計上されたが、移乗介助等を支援する機器の購入が難しい予算規模であり、重度身体障害者施設での取組みを推進するには厳しい状況である。

介護ロボット等の導入により職場環境を改善していくことは、施設利用者へのサービスの質の向上や、各施設における働き方改革につながり、しいては、福祉人材の確保・定着・育成に繋がり、魅力ある分野としてのイメージアップにつながっていくと考えるため。

## 10. 迅速かつ適切な共生型サービスの実態把握について

### 【要望】

共生型サービスの利用実態と課題を迅速かつ適切に把握し、障害福祉サービス事業所が安定的な事業運営が行えるよう、対応いただきたい。

### 【理由】

本会会員施設においても、各自治体と協働し、地域ニーズや高齢障害者の利用ニーズに応え、共生型通所介護等の共生型サービスを実施している事業所がある。

しかしながら、実施している事業所において、障害支援区分と要介護認定の認定基準の違いが発生し、利用者の年齢に関わらず、障害福祉サービスと同様のサービスを行っているにも関わらず、報酬が大幅に減額となっている。このような事態が解消されない場合、共生型サービスを継続していくことが、困難な状況になることが想定されるため。